



下水道受益者負担金の徴収
猶予金の時効問題について
太平会 山口良樹

問 下水道受益者負担金は、農地の場合、申請によりその土地が宅地化されるまで徴収が猶予されます。しかしこの猶予制度は適用するときも解除するときも申告制だつたため、宅地化しても申告されないまま徴収猶予が10年以上継続されている場合があります。

他市の事例からもこういった場合、宅地化された時点で徴収猶予した負担金の徴収権が発生し、その徴収権は、行使しないまま5年経過することで消滅すると思います。

この負担金制度の根拠法である都市計画法は、負担金を徴収する権利は5年間行使しないと時効により消滅するとしており、民法は「消滅時効は、権利行使する」とができる時から進行する」としています。

市は、徴収権はあると判断をしていますが、徴収権の時効とその起算点に対する考え方を伺います。

答 (建設部長)：猶予事由が消滅したと市長が認め、取り消しの手続きを行わなければ徴収猶予が継続しているため、徴収権は発生していないと解釈しています。

問 他市と考え方が違うのですが、本市の解釈の法的な根拠を説明してください。

答 (畠副市長)：法的な根拠は、本市の下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の第8条第3項です。他市との考え方の違いは条文の内容によるものです。



上今泉地区の公園など
公共施設の整備について
創志会 久保田英賢

問 街区公園について、上今泉地区では、五丁目には比較的多く配置されていますが、二丁目、三丁目には一つもありません。日常的に利用でき、災害時にも役立つ公園整備について、現在の整備状況を伺います。

答 (まちづくり部次長)：当該地区の市街化区域内の現状においては、住宅開発などにより市街地が形成され、今後大規模開発などが行われる可能性は低く、公園などの大きな面積を必要とする公共施設の設置に適した場所もないのが実態です。

問 三丁目に財務省が管理する土地と、付近に市街化調整区域がありますが、この区域の公園整備への見解を伺います。

答 (市長)：財務省の土地に投資をするより、市街化調整区域を借りた方が金額面では有効ですが、その地域をどう考えるかが問題です。今後、考え方によっては公園化などもあり得ると思います。

問 公園が不足している問題の解決のためには、この区域の部分的な活用が早急に必要であると考えますが、見解を伺います。

答 (市長)：これだけの平地は珍しく、今後の開発要件と活用にはすばらしい土地だと思います。今後十分検討に値すると考えますので、時間をいただきたいと思います。

その他の質問

- ・教育支援体制の充実について
- ・健康寿命に対する取り組みについて



かがやき・持続
総合戦略について
公明党 福地茂

問 本市の目指す地方創生「まち・ひと・じこ」とに関して、これまでどのような取り組みをされたのか、また、今後どのような計画をお持ちなのか、お聞かせ下さい。

答 (財務部次長)：まち・ひと・しことの好循環については、基本目標の一つに「まちのかがやきを継続する拠点性を高める」を掲げています。その指標である「海老名駅の乗降客数」は、目標を大きく上回っており、また「若者の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」の指標である合計特殊出生率の平成27年度実績は、1・38となり、大和市、藤沢市に次ぎ県内3位となりました。平成29年度は、若者の定住促進事業を行ってまいります。

問 かがやき持続総合戦略では、「じこ」との基本目標として「元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり」を掲げておりますが、就労支援の項目はありません。そこで、就労支援の一環として海老名市にハローワークを誘致してはどうでしょうか。

答 (市長)：過去にも同じような話があり、土地のあつせんなどを行いましたが、進みませんでした。今後、費用対効果を考えながら研究したいと思います。

問 かがやき持続総合戦略では、「じこ」との基本目標として「元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり」を掲げておりますが、就労支援の項目はありません。そこで、就労支援の一環として海老名市にハローワークを誘致してはどうでしょうか。

答 (市長)：過去にも同じような話があり、土地のあつせんなどを行いましたが、進みませんでした。今後、費用対効果を考えながら研究したいと思います。

その他の質問

- ・フィルム「ミッションについて
- ・教育支援体制の充実について



誰もが健康で文化的な生活を
送るための支援について
いちごの会 田中ひろこ

問 本市の生活保護利用の変化はどうですか。福祉事務所の窓口や相談室を改善する予定はありますか。ケースワーカーの人数は標準配置数に達していますか。ホームレスの人にどのような支援を行っていますか。

答 (保健福祉部次長)：10年前は477世帯、リーマンショック後に急増し平成24年度は949世帯でしたが、本年2月時点では959世帯です。標準配置数は12名ですが現在14名で対応しています。事務室はプライバシー保護と車いす等の方への配慮をしています。ホームレスで助けを必要とする方には生活保護を適用し、一時的に住む無料の低額施設を紹介した上で、生活支援や就労支援を行っています。

問 無料低額宿泊所に代わる新しい社会資源の創造を提案します。不動産業界と連携してアパートでの「居宅保護」を推進した転居支援や、宿泊所のシェルター化の強化、小規模グループホームの設置、公営住宅の活用などです。市長の見解を伺います。

答 (市長)：ホームレスの方は市内に今6人いますが、共同生活が嫌な方、住所を明らかにしないでくれという方がいます。市があらゆる面で完璧に体制を整えることが必要かというと、もっと大変な人がいるのではないかと思います。ホームレスの居宅について、他市町村の状況は分かりませんが、十分調査はしていきたいと思います。